

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

税 務 マエストロ

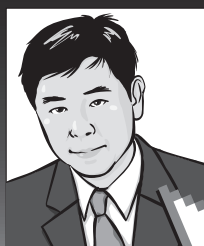
TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

免税事業者及びその 取引先のインボイス 制度への対応に関するQ&A

#276

熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

現在

東京税理士会会員相談室委員

東京地方税理士会税法研究所研究員

日本税務会計学会委員

大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。
ta@lotus21.co.jp

マエストロの解説

免税事業者はインボイスの発行ができないため、取引先からの要請により、インボイスの登録申請をして適格請求書発行事業者となることが予想される。この場合、適格請求書発行事業者になると消費税の申告義務が生ずるため、納付消費税額をコストとして負担しなければならないこととなる。

そこで、免税事業者のような適格請求書発行事業者でない者（非登録事業者）からの課税仕入れについては、令和5年10月1日から令和8年9月30日までは課税仕入高の80%を仕入控除税額の計算に取り込むことが認められている（平成28年改正法附則52）。また、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは、課税仕入高の50%を仕入控除税額の計算に取り込むことが認められている（平成28年改正法附則53）。

免税事業者は、この経過措置も考慮に入れながら、登録の必要性と資金繰りを天秤にかけ、取引先との価格交渉に当たらなければならない。つまり、登録の是非を慎重に判断する必要があるということである。

こういった実情に配慮したものと思われる。財務省は、公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省との連名で、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」を令和4年1月19日に公表（令和4年3月8日に改正）した。

今回は、このQ&Aの内容を検討することにする。

Q1 インボイス制度で何が変わるのか

インボイス制度が実施されて、何が変わりますか。